

只見町認定こども園整備事業基本構想

令和 6 年 3 月 作 成

令和 7 年 4 月 一部修正

只 見 町

只見町教育委員会

目 次

1 整備事業の必要性について・・・・・・・・・・	1
(1) 幼児教育の側面から・・・・・・・・・・	1
(2) 保育施設運営の側面から・・・・・・・・	3
2 認定こども園の基本方針・・・・・・・・・・	4
(1) 子どもたちの健やかな成長・・・・・・・・	4
(2) こども園施設の整備方針・・・・・・・・	5
(3) 認定こども園の4つのタイプ・・・・・・・・	6
(4) 只見町認定こども園のあり方・・・・・・・・	7
3 只見町認定こども園について・・・・・・・・	8

1 整備事業の必要性について

(1) 幼児教育の側面から

教育とは、子どもの望ましい発達を期待し、子どものもつ様々な可能性に働きかけ、その人格の形成を図る営みである。特に、子どもの脳は幼児のうちに固まると言われ、脳の発達にとって幼児教育の重要性は高い。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼児一人一人のもつ様々な可能性は、日常生活の中で出会う環境によって開かれていく。とりわけ、子どもたちにとって同年齢集団や異年齢集団といった集団の関わりの中で、見る、気付く、真似る等の行動から、徐々に共に行動する、力を合わせるといった「協同性の芽生え」を育むことが大切だと言われている。また、自然に触れて心を動かす体験を通して自然の変化を感じ取ったり、好奇心や探究心をもって身近な事象に関わる活動の中で、自ら感じ取ったり、気付き考えたり、予想したり工夫したりするなど、「思考の芽生え」を育むことも大切である。

そのような幼児期に育みたい資質・能力は、発達を促すための幼児の興味や関心を引き出すようなものや出来事などと出会える環境が重要であり、さらに心ゆくまで十分に組み入れる場所や素材、時間なども必要である。それは、幼児が環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、探究したりする中で発達していくものだからである。

しかし、只見町の人口は少子高齢化に伴う人口減少が進み、令和7年度（4月1日現在）の人口は3,492人（昨年度より121人減少）、子ども人口（14歳以下）は276人であり、昨年から17人減少している。また、現在町の保育施設の児童数は88人であり、出生数の見込みから今後の利用児童数はさらなる減少をたどることが予想され、保育施設での集団の中での幼児教育の可能性が狭められている現状があり、それによって子どもたちの健全な発達にも影響が出てくることも考えられる。

よって、只見町の子どもたちにとって、乳幼児期からよりよい教育環境の下で、健やかに伸び伸びと育つことを期待し、集団での幼児教育を実施していくことが最善と考えるため、集団教育を早急に展開する必要性を鑑み、令和7年度から既存の施設を活用して1カ所に3歳以上児を集め、認定こども園として集団保育施設を設置した。また、就学前児童については、年々減少傾向にあり、入所児童数も減少していることから、将来的には統合することが望ましいと考えられる。

○令和7年度 児童数の状況（令和7年度途中入所予定のもの全て含む）

（単位：人）

		認定こども園	只見保育所	合計
ふたば	0歳児	6	1	7
	1歳児	5	4	9
つくし	2歳児	10	7	17
たんぽぽ	3歳児	14		14
ひまわり	4歳児	19		19
さくら	5歳児	22		22
合計		76	12	88

※年齢は令和7年4月1日現在の年齢

○ 出生数の推移と今後の見込み(令和7年度現在)

(単位:人)

年度	実績値				推計値			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
出生数	16	17	12	8	14	13	13	12

○ 只見町児童人口の推移と今後の見込み(令和7年度現在)

(単位:人)

	実績値					推計値			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	22	16	18	9	8	14	13	13	12
1歳	22	22	13	17	10	8	14	13	13
2歳	19	23	19	14	18	10	8	14	14
3歳	28	19	22	19	15	18	11	8	14
4歳	18	28	20	22	19	15	19	11	9
5歳	21	18	28	18	22	18	15	18	10
合計	130	126	120	99	92	83	80	77	72

※1～5歳まではコーホート変化率法により算出。0歳はR3～R7の子どもの女性比(0歳/15～49歳女性)の平均値と15～49歳の年間女性減少率の平均値を用いて算出。

○ こども園・保育所の入所見込(令和7年4月1日現在)

(単位:人)

保育施設 利用者数	実績	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳児	7	12	10	10	9	
1歳児	9	8	14	13	13	
2歳児	17	9	8	14	13	
3歳児	14	18	9	8	14	
4歳児	19	15	18	9	8	
5歳児	22	18	15	18	9	
合計	88	80	74	72	66	

(2) 保育施設運営の側面から

○ 保育士の有効配置について

町内に保育施設が複数あることで職員が有効に幼児教育・保育に当たれない状況が課題である。
3歳以上の児童数は職員配置基準より大幅に少ない数であるが、保育士をそれぞれの保育施設に配置するため職員数が多く必要となってくる。また、令和4年度は未満児の入所希望が多く、保育所の定員に達していないにもかかわらず職員不足により受入れができず待機児童となるケースもあった。保育士の募集はしているが、応募がない状況が続いている。

職員配置基準

※厚生労働省 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

- ・0歳児：子ども3人に対して保育士1人
- ・1歳児：子ども6人に対し保育士1人
- ・2歳児：子ども6人に対し保育士1人
- ・3歳児：子ども15人に対し保育士1人
- ・4歳児以上：子ども25人に対し保育士1人

○ 保育所の職員数（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

	認定こども園	只見保育所	保育施設合計
保育を行う職員の数	16	5	21

※ その他 こども園園長と只見保育所長は兼務。早番・代替担当職員4名、用務員1名
また、こども園園長、副園長、主幹保育教諭は担任を持たない。

○ 職員の配置（令和7年度現在）

（単位：人）

		認定こども園	只見保育所	合計
ふたば	0歳児	6 3	1 3	7 3
	1歳児	5 2	4 2	9 2
つくし	2歳児	10 2	7 2	17 3
たんぼぼ	3歳児	14 3		14 1
ひまわり	4歳児	19 2		19 1
さくら	5歳児	22 3		22 1
合計		76 13	12 5	88 11



内は、現在の保育者の人数を示す。



内は、配置基準による人数を示す。

○ 3歳未満児受入れに関わる安全面の不安

平成9年度から1歳以上の児童を受け入れているが、現状の保育施設では安全面で不安がある。具体的には、ほふく室に柵がない、ロッカーやフックの位置が高い、調乳室がない等である。現在まで、各保育士の努力により、安全な保育が実現できているが、子どもたちの自立を目指した適切な環境を整えた施設が望まれる。

○ 施設の老朽化による不安

町内の保育施設は全ての施設が建設から40年以上経過しており、老朽化が進んだことによる修繕が必要な個所が多々出てきている。

2 認定こども園の基本方針

(1) 子どもたちの健やかな成長

① 子どもたち一人一人にとってふさわしい生活の場であること

近年は、子育てを取り巻く環境の変化により、乳幼児期にふさわしい生活を送ることが難しくなっている現状がある。それを踏まえ、子どもたちが他の園児をはじめ様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していく豊かな生活の場を意図的につくることが重要である。また、保護者の生活形態は様々であるため、大人の利益が優先されることがないように、子ども一人一人にとって最善の利益を守り、心身共に健やかに育つためにふさわしい場であることが大切である。つまり、認定こども園のような集団生活の場を家庭や地域社会と同様に、乳幼児期の連続した生活の中に位置づけていくことが子どもたちの育ちを保障していくことになるのである。

② 同年代の子どもたちとの集団生活を営む場であること

近年、家庭や地域において子どもたちが兄弟姉妹や近隣の乳幼児と関わる機会が減少していることを踏まえると、こども園において、同年齢や異年齢の園児同士が相互に関わり合い、生活することの意義は大きい。このような集団生活を通して、子どもたちは物事の受け止め方やいろいろな点で他の子と自分は異なり、多様な価値観があることに気付く。また、他の子と活動を楽しむ中で、お互いに心地よい生活を営む上では約束事や決まりがあることを知り、さらにそれが必要であることを理解する。集団生活だからこそ、様々な人間関係の調整の仕方について、自然に、体験的に学んでいくことになるのである。

③ 子どもたちを理解し適切に成長をサポートする保育教諭等と共に生活する場であること

園生活においては、子どもたち一人一人が発達に必要な体験やサポートを得られることが大切である。そのためには、個々の発達の実情や生活の流れなどに即して、保育教諭等が子どもたちの活動にとって必要な環境を構成し、信頼関係を築いた上で子ども同士をつないでいくなどの適切なサポートによって子どもたちの資質・能力を育んでいくことが重要である。子どもたちにとっては、自分の言動を温かく見守り、必要な時に必要な手を差し伸べてくれる保育教諭等の存在によって、安心感の中で生きる力の基礎を育んでいくことになる。

④ 適切な環境があること

家庭や地域とは異なり、こども園においては教育的、保育的な配慮のもとに子どもたちが友達と関わって活動するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するために時間や空間はもとより、子どもたちが生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が整備され

ている必要がある。それは、直接的で具体的な体験が子どもたち一人一人の豊かな人間性の基礎を培い、発達を促していく貴重な体験となり得るからである。

しかし、これらの環境は単に存在しているだけでは必ずしも子どもたちの発達を促すものになるとは限らない。保育教諭等が子どもたちと出会う環境にどのような意味があるか見だし、子どもたちがどのような興味や関心を抱き、どのように関わろうとしているのかを理解しながら適切に関わっていくことが重要なのである。発達に必要な体験が適切に設定された環境の中で積み重ねられると共に、保育教諭等によって適切に育ちへと結びつけることによって、子どもたちは豊かに健やかに成長をすることが期待されるのである。

(2) こども園施設の整備方針

① 子どもたちが健やかに成長できる施設

子どもたちが意欲的に遊びを創り出し、繰り返し展開することができる園庭や、また、十分な広さがあり明るくゆったり過ごせる保育室等を適切に配置し、屋内外で伸び伸びと活動できるよう園舎と園庭を密接につなげるようにする。

② 安全で安心して利用できる施設

子どもたちは、安全で活動しやすい環境の中での探究活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにしていく。五感を働かせながら対象に関わり次第に行動範囲を広げるにつれて、次々と興味が引き出され身近な環境に主体的に関わろうとする知的好奇心が高められていく。

③ 豊かな自然を生かした施設

日常的に自然と関わるができるよう配慮することによって、子どもたちの感性を豊かにし、思考力、表現力、行動力、探究心等が身につけられるようにする。只見町には、その豊かな素材が十分にそろっている環境がある。四季の変化を感じ、味わいながら生活することは、心を豊かにし、地域のよさを味わうことにつながり、地域への愛着を育むことへもつながっていく。特に、雪の季節に思う存分雪に触れながら遊ぶ体験を通して只見の冬の楽しみ方を味わわせることが園内で保障される教育的効果は高いと考える。

④ 地域交流や校種連携の拠点となる施設

地域の全ての人に開かれたスペースを確保し、地域の方の思いや願いを反映させながら家族や地域住民と季節ごとの行事等や世代間交流を行うことによって、地域に根ざした文化や伝統を継承しながら豊かな生活を送ることができるようにする。

⑤ 子育て支援や保護者の集いの場となる施設

子育てに関わる人々が気軽に集い、一時預かりや育児相談等の支援を受けることができる。また、在宅育児を行っている育児者も入園予定者の保護者も互いに交流がもて、子育てについて学び、互いの関わりを通して子どもたちと一緒に成長できる子育て支援の拠点とする。地域の先輩や保育士等からの子育てに関する情報提供や助言も大きな支えとなり、みんなで子育てに関わることが可能になる。

⑥ 職員にとって働きやすい施設

子どもたちの安全・安心な環境を確保しながら開放感のあるつくりとすることで、現在の職

員数でも十分に安全・安心を担保しながら子どもを見守ることができるようにする。また、照明や空調、施設などの日常管理をしやすいことで、さらに子どもの有意義な体験活動を生み出すスペースや収納スペースを確保すると同時に、他団体の利用も可能にしていける。

(3) 認定こども園の4つのタイプ

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校（幼稚園＋ 保育所機能）	児童福祉施設（保育 所＋幼稚園機能）	幼稚園機能＋保 育所機能
設置主体	国、自治体、学校法 人、社会福祉法人	国、自治体、 学校法人	制限なし	制限なし
職員の要件	保育教諭（幼稚園教 諭＋保育士資格）	満3歳以上→両免 許・資格の併用が望 ましい 満3歳未満→保育 士の資格が必要	満3歳以上→両免 許・資格の併用が望 ましい 満3歳未満→保育 士の資格が必要	満3歳以上→両免 許・資格の併用が望 ましい 満3歳未満→保育 士の資格が必要
開園日・ 開園時間	11時間開園、土曜日 の開園が原則	地域の実情に応じ て設定	11時間開園、土曜日 の開園が原則	地域の実情に応じ て設定

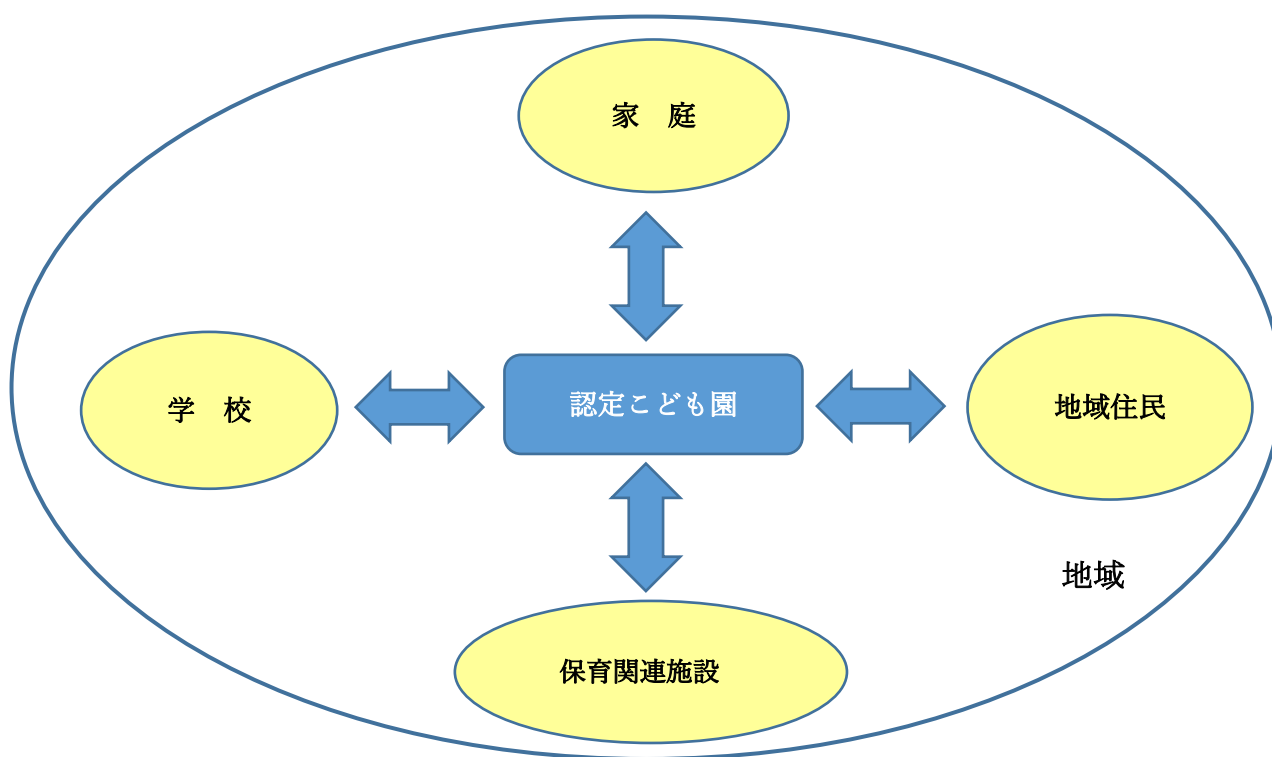
○ 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持つ施設である。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県から認定を受けることができる。

- ① 就学前の子どもを保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育及び保育を一体的に行う機能
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育て支援の機能

○ 認定こども園には上記の4つのタイプがある。学校教育との連携や地域の様々な資源とつながりながら子どもたちの育ちをみんなでサポートしてゆくために、只見町認定こども園は、『幼保連携認定こども園』として整備していくことが望ましい。

(4) 只見町認定こども園のあり方

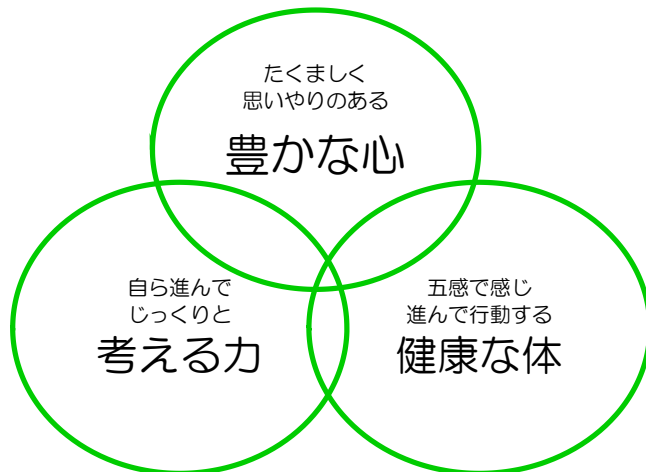
- 子どもたちがよりよい成長を遂げることができる教育・保育の環境整備
- 母親が安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 地域が子ども・子育てに積極的に関わる環境づくり
- 家族が子育てと仕事を両立できる環境づくり



3 只見町認定こども園について

只見町幼保連携型認定こども園の基本理念

只見町はユネスコエコパークに認定された、豪雪が育んだ自然と生活・文化を生きしながら、思いやりと豊かな心、生きる力を備えたたくましい子どもを育てために次の目標を掲げます。



只見町民憲章

(昭和54年5月3日制定)

美しい山なみと豊かな流れ、そして雪のふるさと、ここに生きる私たちは先人の努力をたたえ、その忍耐と創造の歴史をうけ継ぎ活気あふれる住みよい町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 一、ゆたかな緑ときれいな水をまもり
美しい町をつくりましょう
- 一、互いに助け合い親切をつくし
楽しい町をつくりましょう
- 一、産業をおこしみんなで働ける
豊かな町をつくりましょう
- 一、教養を深め心と体をきたえ
文化の町をつくりましょう
- 一、きまりを守り良い風習を育て
住みよい町をつくりましょう

- 「人・もの・こと」を大切にする心と、生あるすべての物を大切にする心を育てます。
- 自分の力で行うために考え、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げる力を育てます。
- 集団生活の人とのふれあいで、ルールと協調性を身に付け、違いを認めながら自己コントロールする力を育てます。
- 集団生活における個性を尊重し、人・自然・地域に主体的に関わる中で、自ら行動する力を育てます。
- 様々な体験の中で自分の思いを伝えるとともに、多様性に気付き、新しい考えを生み出したりする力を育てます。
- 食事と体を動かすことの重要性を伝えながら、健やかな心身の発達を導きます。
- 伝統行事や遊びを通して、たくましく生きる力や協働してやり遂げる力を育てます。

只見町の現在の学校教育法と児童福祉法の施設

